

## 第34回北九州市迷惑行為防止推進協議会 議事録

■日 時 : 令和5年3月1日(水) 14:00～15:25

■場 所 : 北九州市役所5階 特別会議室A

■出席委員 : 8名(敬称略)

会 長 : 大坪

副会長 : 佐方

委 員 : 小松・末吉・土屋・東・藤崎・増田(50音順)

■全体進行 : 安全・安心都市整備課長

■内 容 :

### 1 開 会

- ・ 委員、出席者紹介
- ・ 開会挨拶(谷山 市民文化スポーツ局 安全・安心担当理事)

### 2 議 事

- ・ 令和4年度市政モニターアンケートの結果について
- ・ 令和4年度事業実績報告及び実施計画
- ・ 公共の場所での灰皿設置について
- ・ 意見交換
- ・ その他

※内容は以下、審議記録のとおり

## 審議記録（要旨）

### 令和4年度市政モニターアンケートの結果について

#### 【委員意見】

○迷惑行為防止活動の推進について、自治会にも協力していただき、活動を広げていきたいとのことだが、自治会の会員も高齢化しており、若者の加入も少ないため、問題があると思う。

#### 【会 長】

○本来、モラル・マナーアップ関連条例を知らなくても、モラル・マナーが守られていれば良い。しかし、条例で市民全員にモラル・マナーの共通理解を図ることで、市民のモラル・マナーに対する意識が同じ方向に向かうことが大事である。  
○迷惑行為防止活動の推進を自治会だけにはお願いするのではなく、別の方法も考えることで、違う効果が期待できるのではないかと思う。

#### 【事務局】

○様々な年齢層や職場、経済団体、学校等へ協力を求めるなど、やり方を変えないといけない。

### 令和4年度事業実績報告及び実施計画

#### 【委員意見】

○祭の開催日や条例制定の日等固定化された日をマナーアップの日として、市民にモラル・マナーアップを意識付けしてはどうか。

#### 【会 長】

○良いアイデアなので検討する。

#### 【委員意見】

○漢字になじみのない外国人も増えてきているので、分かりやすい表記を考えてはどうか。

#### 【会 長】

○多少正確性を欠いても、分かりやすい日本語表記の方が多くの人にメッセージが伝わるかもしれない。

#### 【委員意見】

○迷惑行為防止巡視員による過料徴収が減っているのは、のぼりを持って巡視することによる抑止効果が理由と理解してよいか。

#### 【会 長】

○そのとおり。過料徴収の適用者については、当初は市民の割合が高かったが、最近になってくると、市外から来る人の割合が高くなっている。市外の方、外国

人向けにも周知を強化しているが、こうした結果となっている。

○路上喫煙に関しては、15～20年の期間で捉えれば、劇的な効果が出ている。

**【委員意見】**

○地域によって、川のゴミや犬猫の糞等困っていることが異なる。少ない予算と人手でそれらに一度で対処しようとしても、どれくらい効果が出るか疑問。一年ごとに実現可能なことを絞った方が良い。

○市政モニターアンケートに多文化共生の観点も含めてはどうか。

**【会 長】**

○多くのアイデアをいただいているので、北九州市迷惑行為防止基本計画（第4次計画）策定に向け練って行きたい。

**【委員意見】**

○迷惑行為防止活動については、最初から内発的動機付けではなく、何らかの特典といった外発的動機付けにより一度参加してもらい、その後、自分の意思に基づいた方が参加しやすいと思う。

**【委員意見】**

○市政モニターアンケートも聞き方一つで回答も変わる。

**【会 長】**

○教育用媒体として迷惑行為防止啓発ビデオを制作し、市民センターに配付したこともある。

○色々な意見が出ているので、来年度中あたりまでにアイデアをもらえると助かる。

**【委員意見】**

○不動産業者に、チラシを物件に貼ってもらうよう依頼するといったことをしてもいいのではないか。企業として役に立てることもあると思う。

**【会 長】**

○業者に協力してもらった直近の事例として、飼い主に糞の放置をさせないための啓発用チラシを、犬猫販売店に配付したことがある。

**公共の場所での灰皿設置について**

**【会 長】**

○今後、通知文を見直すかどうか検討するに当たり、参考として委員の意見を聞かせてほしい。

**【事務局】**

○この通知文があることで喫煙スペースを、例えば駅前の公共の場所等に設置したくてもできないという意見があり、現状、設置はしていない。この通知文を見直し、管理者が適切に管理できるのであれば、屋外に喫煙所を設置することも良いのではないかと考えている。そこで、通知文を見直すかどうかの判断材料の1つとして、委員の意見を参考にしたいと考えている。

**【委員意見】**

○東京都は公園などにも喫煙所があり、喫煙者に優しい街とを感じるが、北九州市は喫煙所が少なく、喫煙者としては肩身が狭い。

**【委員意見】**

○灰皿設置に賛成。建物内が禁煙となっている場合、敷地外に1歩でも踏み出して喫煙すると路上喫煙になってしまう。また、灰皿を持っていないためポイ捨てをするといった事案も散見されるので、設置した方が良いのではないと思う。  
○一方で、灰皿設置や清掃委託の費用をどのように捻出するか懸念している。

**【事務局】**

○当課が設置している灰皿は小倉及び黒崎の重点地区内にあり、清掃は業者に委託して、費用を負担している。清掃にかかる費用は、灰皿を設置した部署が負担するものと思う。  
○現状としては、管理者が常駐しており、適切に管理ができる施設では、灰皿を設置しているところもある。

**【委員意見】**

○勝山公園に喫煙所はあるか。仮に、喫煙所を設置するとなった場合、設置や清掃にかかる費用はどこの負担になるのか。

**【事務局】**

○喫煙所はない。費用に関しては、設置しようとするところが、喫煙所の整備と併せて灰皿の清掃も行うことになると思う。  
○観光施設の場合、観光客向けに灰皿を設置するという考え方はあると思う。

**【委員意見】**

○灰皿設置には反対。灰皿があっても、たばこを捨てる人は捨てる。仮に、公園に灰皿を設置するとした場合、パーティションや電話ボックスのようなもので囲んだりするのか。  
○灰皿にもものが捨てられボヤになったり、たばこ火で路面や芝生がボヤになったりする可能性もある。

**【事務局】**

○適切に管理され、非喫煙者に迷惑が掛からないようにした喫煙所を想定している。パーティションで囲んだり、広い土地を確保したりすれば良いのではないかと

と思う。

【会 長】

○条例制定時と比較すると、路上喫煙の状況は改善されている。したがって、市内一律に、公園や公共の場所での灰皿設置を禁止すべきという考え方は見直してもいいのかもしれない。ただし、市民の意見を大切にしながら、反対意見も含め、見直すかどうかの判断をしてもらいたい。